

警報発表に伴う臨時休業に関する規定【R8・6月】

京都府立東舞鶴高等学校

午前6時30分の時点で当地方（舞鶴）に気象警報が発表された場合は、下記のとおり定める。その後、始業時（午前8時50分）までの時間帯に気象警報が発表された場合も同様とする。

なお、当地方（舞鶴）以外からの通学生徒で、その地域に気象警報が発表された場合も同様とする。

1 警戒レベル5（特別警報）、警戒レベル4（危険警報）、大津波警報 臨時休業とする。

※周囲の状況や市町から発表される避難勧告・避難指示等の情報に留意し、
ただちに命を守るための行動をとること。

※**高潮**については、避難指示の対象となった沿岸地域居住の生徒は避難所待機。

2 大雨警報・暴風警報・暴風雪警報・津波警報

上記のいずれかが発表されている場合は、自宅待機とする。

ただし、午前10時までに解除された場合は、午後1時15分からSHRを実施し、その後、第5限（午後1時25分）から授業を実施する。午前10時の時点で解除されていない場合は、臨時休業とする。

※上記の警報以外は原則として登校する。

特に、**大雪警報**は対象とならないので注意すること。

※警戒レベル3（警報）の**河川氾濫**、**土砂災害**については、状況を見て自宅待機とする場合がある。

3 その他

- (1) 校長が必要と認めたとき、臨時休業等の措置を行う場合がある。
- (2) 警報による休業については、回復措置を行う。
- (3) 公共交通機関の遅延等により遅刻した場合は、乗車した交通機関等を連絡する。
- (4) 休日に実施する部活動、模擬試験等も同様とする。ただし、部活動の公式戦等については、別途指示する。

（参考）午前10時までに上記警報が解除された場合のスクールバスの発車時間

12:10 西舞鶴駅 12:25 中舞鶴 12:55 東舞鶴駅 13:00 松島

（下校用の便は、運行カレンダー通り）

※電話による問い合わせに対応できない場合も想定し、上記規定及び学校ホームページの指示等を確認すること。